

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 CEO（社長） 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03（6804）6907
【事務連絡者氏名】	執行役 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03（6804）6907
【事務連絡者氏名】	執行役 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日
売上収益 (百万円)	39,800	44,271	171,967
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	2,531	4,577	16,393
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (百万円)	629	2,811	13,113
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)包括利益 (百万円)	1,226	3,214	13,695
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	39,987	59,483	55,346
総資産額 (百万円)	364,181	430,399	418,349
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	3.91	17.27	81.28
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	3.86	16.54	77.61
親会社所有者帰属持分比率 (%)	11.0	13.8	13.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,991	12,531	35,820
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	307	860	601
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,674	4,394	25,167
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	204,583	193,563	201,822

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間よりIFRSを適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度の数値もIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは、グループミッションに「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」を掲げております。その達成に向けて、既存事業の成長の加速及び新規事業の創出に取り組んでおり、加えて多様な人材が活躍するグローバルな組織基盤の構築と更なるガバナンスの強化を推進しております。なお、当期より国際的な比較可能性の向上の観点からIFRSに基づく開示を開始いたしました。

Marketplaceでは、規律ある投資を継続しつつ、トップラインの成長にフォーカスすることを今期の事業方針として取り組んでおります。ロイヤルティプログラム(注1)によるグループシナジーの創出が継続するとともに、強化領域である越境取引やカテゴリー強化においても進捗が見られました。この結果、MarketplaceのGMV(注2)は当第1四半期において2,460億円となり、前年同期比で255億円増加し、MAU(注3)は2,300万人となりました。

Fintechでは、メルカード会員獲得に注力し、グループシナジーの強化を図ることを今期の事業方針として取り組んでおります。ユーザ基盤を活かした効果的な投資により、「メルカード」の発行枚数は11ヶ月強で200万枚を突破いたしました。カード発行に伴う「メルカリ」内におけるARPU(注4)向上効果に加え、出品増加への寄与も見え始めており、グループシナジーの創出が進捗しております。また、ビットコイン取引口座開設数も好調に増加し、ローンチから7ヶ月で100万口座を突破いたしました。

以上の結果、Japan Regionの当第1四半期連結累計期間においては売上収益31,838百万円(前年同期比16.0%増)、セグメント利益7,418百万円(前年同期比6.6%減)となりました。

USでは、既存ユーザのリテンション強化に向けたプロダクトの磨き込みに注力し、成長軌道への復帰を目指すとともに、将来成長に向けたZ世代の巻き込みにも注力することを今期の事業方針として取り組んでおります。期初の想定通り、インフレをはじめとする外部環境の影響で購入の鈍化傾向が継続した一方、既存ユーザ等にフォーカスした効果的なマーケティング施策が好調に進捗いたしました。この結果、USのGMVは当第1四半期において231百万米ドル(334億円。月次平均為替レート換算での積み上げ)となり前年同期比で27百万米ドル減少しましたが、MAUは493万人と横ばいとなりました。売上収益は11,078百万円(前年同期比0.1%減)となりました。一方、筋肉質な経営による費用の見直しを継続したことで、セグメント損失は大幅に改善し699百万円(前年同期は3,110百万円の損失)となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上収益44,271百万円(前年同期比11.2%増)、営業利益4,477百万円(前年同期比73.7%増)、親会社の所有者に帰属する四半期利益2,811百万円(前年同期比346.4%増)となりました。

- (注) 1. 「メルカード」の利用状況に応じたポイント還元プログラム。常時1%ポイント還元、メルカリ内利用はPay, Buy, Sellのクロスユース等に応じて最大4%ポイント還元。
2. 「Gross Merchandise Value」の略。流通取引総額のことを指す。
3. 「Monthly Active Users」の略。1ヶ月に1回以上アプリ又はWEBサイトをブラウジングしたユーザの四半期平均の人数。
4. 「Average Revenue Per User」の略。ユーザー一人当たりの平均購入金額。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ12,050百万円増加し、430,399百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・現金及び現金同等物の主な増減理由は「キャッシュ・フローに関する説明」に記載しております。
- ・営業債権及びその他の債権は、主に「メルペイスマート払い(翌月払い・定額払い)」の利用増加に伴い、前連結会計年度末に比べ14,235百万円増加しております。
- ・差入保証金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、法令に基づいた供託を実施したことにより、前連結会計年度末に比べ5,001百万円増加しております。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ7,906百万円増加し、370,595百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・借入金(流動負債)は、主に翌月払い及び定額払い債権の流動化の変動により、前連結会計年度末に比べ13,668百万円減少しております。
- ・社債及び借入金(非流動負債)は、主に翌月払い及び定額払い債権の流動化を実施したことにより、前連結会計年度末に比べ18,433百万円増加しております。
- ・預り金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、前連結会計年度末に比べ9,352百万円増加しております。
- ・未払法人所得税等は、主に法人所得税の支払に伴い、前連結会計年度末に比べ5,595百万円減少しております。

(資本)

当第1四半期連結会計期間末における資本につきましては、前連結会計年度末に比べ4,144百万円増加し、59,803百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・資本金は、新株発行に伴い、前連結会計年度末と比べ168百万円増加しております。
- ・資本剰余金は、新株発行及び譲渡制限株式ユニット(RSU)に係る調整等に伴い、前連結会計年度末と比べ595百万円増加しております。
- ・利益剰余金は、主に親会社の所有者に帰属する四半期利益の計上に伴い、前連結会計年度末に比べ2,811百万円増加しております。

(3) キャッシュ・フローに関する説明

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ8,259百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末には193,563百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、12,531百万円となりました。これは主に、税引前四半期利益4,577百万円、営業債権及びその他の債権の増加額14,230百万円、預り金の増加額8,950百万円、差入保証金の増加額5,000百万円、法人所得税の支払額6,128百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、860百万円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出1,019百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、4,394百万円となりました。これは主に短期借入金の純増減額16,087百万円、社債の発行及び長期借入れによる収入20,950百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しています。この要約四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第4 経理の状況 要約四半期連結財務諸表注記 4.重要な会計上の判断、見積り及び仮定」をご参照ください。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対応すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は96百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	459,250,000
計	459,250,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	162,989,723	162,989,723	東京証券取引所 (プライム)	1単元の株式数は、 100株であります。 完全議決権株式であ り、株主としての権 利内容に何ら限定の ない当社における標 準となる株式であり ます。
計	162,989,723	162,989,723	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議

決議年月日	2023年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	6,237
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,237(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年12月1日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,596 資本組入額 1,798
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2023年7月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。但し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき1円とし、新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

会社又はその子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役

会社又はその子会社の使用人

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、() 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、() に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2023年12月1日から2023年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1

2024年6月1日から2024年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

[2] 第59回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議

決議年月日	2023年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19
新株予約権の数(個)	70,053
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,053(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年12月1日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,596 資本組入額 1,798
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2023年7月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)1に記載のとおりであります。
2. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

会社又はその子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役

会社又はその子会社の使用人

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、() 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、() に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2023年12月1日から2023年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2024年6月1日から2024年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)4に記載のとおりであります。

[3] 第60回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議

決議年月日	2023年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	12,449
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,449(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年12月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,596 資本組入額 1,798
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2023年7月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)1に記載のとおりであります。
2. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、() 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、() に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2023年12月1日から2023年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2024年6月1日から2024年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2026年12月1日から2026年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2027年6月1日から2027年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 「[1] 第58回新株予約権 2023年7月14日取締役会決議」の(注)4に記載のとおりであります。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年8月15日 (注)1	普通株式 103,654	普通株式 162,569,252	174	46,226	174	46,205
2023年7月1日～ 2023年9月30日 (注)2	普通株式 420,471	普通株式 162,989,723	168	46,394	168	46,373

(注)1. 2023年7月3日付の取締役会決議により、2023年8月15日付で譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が103,654株、資本金及び資本準備金がそれぞれ174百万円増加しております。

割当先 当社子会社の従業員207名

発行価格 3,359円

資本組入額 1,680円

2. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 162,848,200	1,628,482	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 141,423	-	-
発行済株式総数	162,989,723	-	-
総株主の議決権	-	1,628,482	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が38株含まれております。

【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社メルカリ	東京都港区六本木六丁目10番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 連結財務諸表規則等の改正（平成21年12月11日 内閣府令第73号）に伴い、IFRSによる連結財務諸表の作成が認められることとなったため、当第1四半期連結会計期間よりIFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表を開示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。

4．IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。さらに、公益法人財務会計基準機構や監査法人等が主催するセミナー等への参加により、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2022年7月1日)	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年9月30日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物		211,758	201,822	193,563
営業債権及びその他の債権	10	80,422	126,752	140,987
預け金		7,093	2,708	2,981
その他の金融資産	10	-	196	335
その他の流動資産		3,258	7,165	7,102
流動資産合計		302,533	338,645	344,970
非流動資産				
有形固定資産		2,110	1,825	1,727
使用権資産		6,939	4,323	4,831
無形資産		781	855	827
その他の金融資産	10	2,024	1,859	2,910
繰延税金資産		3,366	8,297	7,524
差入保証金		26,774	61,608	66,609
その他の非流動資産		650	933	998
非流動資産合計		42,648	79,704	85,429
資産合計		345,181	418,349	430,399

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2022年7月1日)	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年9月30日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務		20,112	20,862	21,749
借入金	6,10	55,602	71,834	58,166
リース負債		2,014	1,741	1,363
未払法人所得税等		1,409	6,517	922
預り金		139,069	163,712	173,064
その他の金融負債		359	1,036	1,158
その他の流動負債		8,461	9,206	6,970
流動負債合計		227,029	274,912	263,394
非流動負債				
社債及び借入金	6,10	74,302	84,533	102,966
リース負債		4,800	2,445	3,338
引当金		512	477	454
繰延税金負債		102	183	310
その他の非流動負債		220	137	131
非流動負債合計		79,938	87,777	107,201
負債合計		306,967	362,689	370,595
資本				
資本金		44,628	45,596	45,764
資本剰余金		47,299	49,706	50,302
利益剰余金		55,891	42,777	39,966
自己株式		0	0	0
その他の資本の構成要素		1,798	2,821	3,384
親会社の所有者に帰属する持分		37,835	55,346	59,483
非支配持分		378	313	319
資本合計		38,214	55,659	59,803
負債及び資本合計		345,181	418,349	430,399

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年 9 月30日)
売上収益	7	39,800	44,271
売上原価		14,566	13,963
売上総利益		25,234	30,308
販売費及び一般管理費		22,635	25,591
その他の収益		132	209
その他の費用		153	448
営業利益	7	2,577	4,477
金融収益		63	217
金融費用		109	117
税引前四半期利益	7	2,531	4,577
法人所得税費用		1,976	1,762
四半期利益		555	2,814
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		629	2,811
非支配持分		74	3
四半期利益		555	2,814
1 株当たり四半期利益			
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	9	3.91	17.27
希薄化後 1 株当たり四半期利益 (円)	9	3.86	16.54

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 7月 1日 至 2022年 9月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 7月 1日 至 2023年 9月30日)
四半期利益	555	2,814
その他の包括利益 (税効果考慮後)		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて測定する金融 資産の公正価値の純変動	21	10
純損益に振り替えられる可能性がある項目		
在外営業活動体の換算差額	414	229
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値 の変動額の有効部分	203	187
その他の包括利益 (税効果考慮後) 合計	596	406
四半期包括利益	1,151	3,221
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	1,226	3,214
非支配持分	74	6
四半期包括利益	1,151	3,221

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

(単位:百万円)

		親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
注記		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2022年7月1日	残高	44,628	47,299	55,891	0	1,831	-
	四半期利益			629			
	その他の包括利益						414
	四半期包括利益	-	-	629	-	-	414
	株式の発行	179	179				
	その他の増減		532			34	
	所有者との取引額等合計	179	711	-	-	34	-
2022年9月30日	残高	44,808	48,010	55,261	0	1,865	414

		親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
注記		その他の資本の構成要素		合計	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動				
2022年7月1日	残高	-	32	1,798	37,835	378	38,214
	四半期利益				629	74	555
	その他の包括利益	203	21	596	596		596
	四半期包括利益	203	21	596	1,226	74	1,151
	株式の発行				358		358
	その他の増減			34	566		566
	所有者との取引額等合計	-	-	34	925	-	925
2022年9月30日	残高	203	54	2,429	39,987	304	40,291

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

		親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
注記		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2023年7月1日	残高	45,596	49,706	42,777	0	2,272	694
	四半期利益			2,811			
	その他の包括利益						229
	四半期包括利益	-	-	2,811	-	-	229
	株式の発行	168	168				
	自己株式の取得				0		
	その他の増減		427			159	
	所有者との取引額等合計	168	595	-	0	159	-
2023年9月30日	残高	45,764	50,302	39,966	0	2,431	923

		親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
注記		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	合計	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2023年7月1日	残高	159	305	2,821	55,346	313	55,659
	四半期利益				2,811	3	2,814
	その他の包括利益	184	10	403	403	3	406
	四半期包括利益	184	10	403	3,214	6	3,221
	株式の発行				336		336
	自己株式の取得				0		0
	その他の増減			159	587		587
	所有者との取引額等合計	-	-	159	923	-	923
2023年9月30日	残高	344	316	3,384	59,483	319	59,803

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	2,531	4,577
減価償却費及び償却費	675	603
受取利息及び受取配当金	63	217
支払利息	38	45
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	10,094	14,230
預け金の増減額(は増加)	4,550	245
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	886	832
預り金の増減額(は減少)	7,253	8,950
その他	478	1,901
小計	5,299	1,584
利息の受取額	63	216
利息の支払額	38	45
差入保証金の増減額(は増加)	20,000	5,000
法人所得税の支払額	1,360	6,128
その他	45	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,991	12,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	206	1,019
有形固定資産の取得による支出	346	21
その他	245	180
投資活動によるキャッシュ・フロー	307	860
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,261	16,087
社債の発行及び長期借入れによる収入	-	20,950
社債の償還及び長期借入金の返済	100	170
株式の発行による収入	2	120
リース負債の返済による支出	489	418
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,674	4,394
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,449	738
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,175	8,259
現金及び現金同等物の期首残高	211,758	201,822
現金及び現金同等物の四半期末残高	204,583	193,563

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社メルカリ（以下、「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社の住所は東京都港区であり、また、当社のホームページ（<https://about.mercari.com/>）で開示しております。

2023年9月30日に終了する3か月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの主な事業内容は、注記「7. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しております。当社グループは四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定を適用しております。

当社グループは、2024年6月30日に終了する連結会計年度の第1四半期会計期間から初めてIFRSを適用しており、IFRSへの移行日（以下、「移行日」という。）は2022年7月1日であります。移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は「11. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRSの規定及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2023年9月30日において有効なIFRSに準拠しております。適用した免除規定については、「11. 初度適用」に記載しております。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、2023年11月13日に代表執行役によって承認されております。

(2) 測定的基础

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品に係る資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。

当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配喪失日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

子会社が適用する会計方針が当社の適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該連結子会社の財務諸表を調整しております。

子会社の決算日が、当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

連結上消去される取引

連結グループ内の債権債務残高及び取引、並びに連結グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。企業結合に関連して発生する取引関連費用は、発生時に純損益に認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、原則として取得日の公正価値で測定しております。

取得対価が被取得企業における識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益に計上しております。

企業結合が生じた連結会計年度の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、会計処理が完了していない項目について暫定的な金額で計上しております。測定期間中、取得日時時点で存在し、それを知っていたならば取得日時時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時時点で認識した暫定的な金額を遡及修正します。測定期間は取得日から1年を超えることはありません。

非支配持分の追加取得については、資本取引として処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。取得原価で測定される非貨幣性資産及び負債は、換算を行っておりません。

外貨建取引の決済及び換算によって生じる換算差額は、純損益に認識しております。ただし、非貨幣性資産及び負債の評価替えに係る利益又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、為替差額もその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整表を含め、連結決算日の為替レートで表示通貨に換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、月次の平均レートで表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び、支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、換算差額は処分損益の一部として純損益で認識しております。

(4) 金融商品

デリバティブを除く金融資産

() 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権は発生日に認識しており、その他の金融資産は金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

() 分類及び事後測定

金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」、又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定し、実効金利法による償却額は当期の純損益に認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したのものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益として認識した累積損益を利益剰余金に振替え、純損益では認識しておりません。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。なお、当該金融資産に分類される資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

() 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当該貸倒引当金の繰入額は純損益に認識しております。また、それ以降の期間において貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益に認識しております。

当社グループは、期末日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を期末日後12カ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を当該金融商品の予想残存期間の全期間にわたる予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権および契約資産については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報等を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、過去の回収実績、将来の回収可能価額、その他合理的に入手可能な将来予測情報等に基づき見積もっております。

金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

() 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

デリバティブを除く金融負債

() 当初認識及び測定

当社グループは、発行した負債証券をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

() 分類及び事後測定

金融負債は、「償却原価で測定する金融負債」と「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

金融負債のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類されないものについて、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定し、実効金利法による償却額は当期の純損益に認識しております。当該金融負債の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

上記のいずれにも分類されない金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、その変動を当期の純損益に認識しております。当該金融負債の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益として認識しております。

() 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、連結財政状態計算書に純額で表示しております。

複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値で測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該金融商品全体の公正価値から負債の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引コストは負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後の再測定は行っておりません。

負債部分に関する利息は、金融費用として純損益で認識しております。転換時には、負債部分は資本に振り替え、利得及び損失は認識しておりません。

デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、その他の資本の構成要素に含めております。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了もしくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止し、その他の包括利益として認識した金額をその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

また、当社の連結子会社である株式会社メルコインが暗号資産交換業者として行う、暗号資産の売買取引については、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を適用したうえで、デリバティブとして会計処理を行っております。IFRS第9号の適用の判断については、「4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（2）」に記載しております。

金融商品の公正価値

活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表市場価格等によって測定しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して測定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 有形固定資産（使用権資産を除く）

認識及び測定

有形固定資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、並びに解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

商標権のうち事業期間が確定していないものは、事業が継続する限り基本的に存続するため、将来の経済的便益が期待される期間について予見可能な限度が無いと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類しております。

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に当該契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実態に照らし、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約がリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

借手としてのリースは、単一モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識しております。

リース開始日において、リース負債はリース期間における未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定を行っております。

使用権資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に見込まれる場合を除き、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却を行っております。リース料の支払額は、実効金利法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分し、金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース期間は、解約不能なリース期間に、リース契約を延長又は解約するオプションの対象期間を加えた期間としております。当該オプションの対象期間は、当社グループが延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合にのみ、解約不能期間に加えております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用権資産の見積耐用年数又はリース期間は2年から31年です。

見積耐用年数又はリース期間は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) 非金融資産の減損

繰延税金資産等を除く当社グループの非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っております。耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損の判定は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループごとに実施しており、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、当該差額を減損損失として純損益に認識しております。

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出しており、個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の単位を資金生成単位とし、当該資金生成単位に含めて減損テストを行っております。

過去に認識した減損は、期末日ごとに減損の戻入の兆候の有無を評価し、減損の戻入の兆候が存在する場合は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が帳簿価額を超える場合は、回収可能価額まで戻入を行っております。また、減損損失の戻入は、過年度に減損損失を認識しなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。

(10) 従業員給付

短期従業員給付は、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が勤務を提供した場合に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的または推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

当社の一部子会社は、従業員の退職後給付制度として確定拠出制度を有しております。確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した時点で費用として認識しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的義務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金として認識する金額は、当該債務に係るリスクや不確実性を考慮した最善の見積りであり、貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は当該債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

引当金の内容は資産除去債務であり、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役、執行役及び一部の従業員に対する株式報酬制度として、持分決済型の株式報酬制度及び現金決済型の株式報酬制度を導入しております。

持分決済型の株式報酬制度

ストック・オプション制度およびリストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）を採用しており、権利付与日における公正価値で測定しております。権利付与日に算定した公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数およびユニット数の見積りを考慮した上で、権利付与日から権利確定日までの期間にわたって費用として純損益に認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

現金決済型の株式報酬制度

株価連動型賞与プログラムおよびファントム・ストック制度を採用しており、支払額の公正価値を負債として認識し、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値の変動を純損益として認識しております。

(13) 収益

当社グループは、他の基準で定めのあるものを除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準等は以下のとおりであります。

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、海外では物品を配送する履行義務、国内では物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じた配送料総額又は配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。

Fintechでは、主に決済サービス、与信サービスを顧客に提供しています。決済サービスに関する主な収益は、メルペイユーザと加盟店間の決済手段を提供したことに対する対価として受領しており、決済が確定した時点でその義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。与信サービスに関する主な収益は、メルペイユーザに立替払いサービスの支払方式として定額払いを提供した対価として受領しており、金利の性質を有しています。

決済サービスでは、加盟店獲得代行契約に基づき加盟店契約獲得時の手数料として支払うコスト、および、加盟店契約を締結するにあたり決済システムに接続するための初期費用やシステム改修費用を補填する目的で支払われる加盟店に対して支援金が、契約に関連して発生するコストであることを鑑み、これらの支払対価からなる契約獲得コストを資産として認識するとともに、5年で償却しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループでは、フリマアプリサービス「メルカリ」・「Mercari」、及び決済サービス「メルペイ」のユーザ数拡大、取引の活性化等を目的としたキャンペーンを通じて、アプリユーザにポイント付与を行っております。ユーザは、当該ポイントを使って、フリマアプリサービスの出品者から商品を購入したり、外部加盟店での決済に利用することが可能です。当該ポイント付与のうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益の取引価格から控除しております。それ以外のポイント付与は、将来使用されると見込まれる額を販売費及び一般管理費に計上しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、期末日までに制定され又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金

繰延税金資産及び負債は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。繰延税金資産は将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを回収できる将来課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異に対して認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の一部又は全額の税務便益を実現できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。過去の未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得によって繰延税金資産の税務便益を実現できる可能性が高くなった範囲で未認識であった繰延税金資産を認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合でなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引における資産又は負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消される可能性が低い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定され又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、繰延税金資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率に従って測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

各四半期における法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

なお、当社及び国内子会社はグループ通算制度を適用しております。

(16) 資本

資本金及び資本剰余金

普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。また、株式発行費用は発行価額から控除しております。

自己株式

自己株式を取得した場合、その取得価額を資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却時の対価の差額を資本剰余金として認識し、利得又は損失を認識しておりません。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益は、親会社の所有者に帰属する四半期損益をその期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり四半期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。この要約四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、主に以下のとおりであります。

(1) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産にかかる予想信用損失は、契約に従って受け取る契約上の将来キャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値について認識しております。将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、過去の期日経過情報等に基づく債務不履行の可能性、発生損失額に関する過去の傾向、合理的に予想される将来の事象等を考慮しております。当該判断及び仮定は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済状況等の変化により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において償却原価で測定する金融資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 暗号資産交換業における暗号資産売買取引について

当社の連結子会社である株式会社メルコインは、暗号資産交換業者として、利用者からの指示に基づき暗号資産の売買を行っております。また、株式会社メルコインは、利用者からの暗号資産売買の指示に応じるため、国内外の複数の暗号資産取引所等との間で暗号資産の売買取引を行っております（以下、「カバー取引」という）。

IFRS 第9号第2.4項では、現金若しくは他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約について、あたかも当該契約が金融商品であるかのようにIFRS 第9号を適用しなければならないとされております。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目を授受する目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は、「自己使用の例外」として当該扱いから除くこととされております。

株式会社メルコインが現金を対価として売買を行う暗号資産はIAS第32号第11項に定義される現金、他の企業の資本性金融商品等の金融資産に該当しないことから非金融商品に該当します。また、利用者からの指示に基づく暗号資産売買を通じて一定のスプレッドを獲得する株式会社メルコインの事業活動はIFRS第9号第2.6項(c)に相当するものであり、上記の「自己使用の例外」に該当するものではないと判断しております。このため、株式会社メルコインは利用者との暗号資産売買取引及びカバー取引について、IFRS第9号を適用した会計処理を行っております。

(3) 株式会社メルコインが利用者から預託を受ける暗号資産について

当社の連結子会社である株式会社メルコインは、「資金決済に関する法律」に基づく暗号資産交換業者として、暗号資産取引等の事業を展開しております。一方、IFRSにおいては暗号資産の取引等に係る明確な基準が存在しないことから、当社グループは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づき、「財務報告に関する概念フレームワーク」及び類似の事項を扱う基準を参照し、株式会社メルコインの暗号資産交換業者として保有する暗号資産に係る会計方針を決定しております。

株式会社メルコインの保有する暗号資産の大半は、暗号資産交換業者として利用者から預託を受けた暗号資産であり、下記の事項を総合的に勘案した結果、当社は当該暗号資産に対する支配を有していないと判断しております。このため、これらの暗号資産については連結財政状態計算書上、資産として認識しておらず、対応する負債についても認識していません。

我が国の法令等では、所有権の概念には暗号資産は直接的には含まれておりません。一方、暗号資産には「資金決済に関する法律」において財産的価値が定められており、「利用者財産」として暗号資産交換業者が自己の計算で保有する暗号資産とは分別して管理することが求められております。また、「資金決済に関する法律」では暗号資産交換業者の破産時等における、利用者から預託を受けた暗号資産の利用者に対する優先弁済権を定めております。

株式会社メルコインは、利用者から預託を受けた暗号資産について、自己の計算で保有する暗号資産とは明確に分別した上で、利用者ごとの残高を管理しております。また、株式会社メルコインは利用者から預託を受けた暗号資産を利用者用コールドウォレットにおいて保管しており、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵についても、適切に管理しております。

株式会社メルコインは、暗号資産取引利用規約に基づき、利用者からの注文に従い暗号資産の移転を実施しますが、利用者の許可なく預託を受けた暗号資産の売却等を行うことは出来ません。

なお、利用者から預託を受けた暗号資産に係る経済的便益は利用者に帰属しており、「資金決済に関する法律」の定める分別管理義務を当社が適切に履行している状況下において、当社グループは当該暗号資産の公正価値の重要な変動リスクに晒されていません。

また、株式会社メルコインは、「資金決済に関する法律」、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」、自社の利用規約等に基づき、分別管理義務を含む複数の履行すべき義務を負っております。特に、ハッキング等の重大なインシデントの発生により暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい等が発生し、利用者から預託された暗号資産が外部に流出した場合は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。一方、当第1四半期連結会計期間末時点において、当社は「資金決済に関する法律」が暗号資産交換業者に対して求める分別管理義務等を適切に順守し、利用者から預託を受けた暗号資産を利用者用コールドウォレットにおいて適切に管理しております。また、株式会社メルコインでは過去においてハッキング等の重大なインシデントの発生実績はありません。このため、当該リスクの発生に伴う債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性は当第1四半期連結会計期間末時点において高くなく、当該リスクに係る負債は認識していません。

なお、連結財政状態計算書に計上されていない利用者から預託を受けた暗号資産の当第1四半期連結会計期間末の残高は1,799百万円であります。これらの金額は、主要な暗号資産取引所における各期末日時点の取引価格に基づいて算定しております。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

要約四半期連結財務諸表の承認日までに新設または改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なもので、当社グループに重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

6. 社債及び借入金

当社グループは、金融機関からの借入及び債権流動化並びに社債による資金調達を行っております。
社債及び借入金の内訳は、以下の通りです。

区分	移行日 (2022年7月1日)	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年9月30日)
短期借入金	54,254	55,121	39,034
長期借入金(1年以内に返済予定のものを 含む。)	27,097	52,410	73,190
転換社債型新株予約権付社債	48,553	48,836	48,908
合計	129,905	156,368	161,133
流動負債	55,602	71,834	58,166
非流動負債	74,302	84,533	102,966
合計	129,905	156,368	161,133

7. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会・執行役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループでは国内におけるフリマアプリ「メルカリ」を中核にする「Japan Region」及び米国におけるフリマアプリ「Mercari」を運営する「US」を報告セグメントとして区分し、グループ戦略を立案・決定しております。

なお、各報告セグメントに含まれる主な内容は、以下のとおりであります。

Japan Region	Marketplace	日本国内でのフリマアプリ運営
	Fintech	日本国内での決済金融、暗号資産関連
US	Marketplace	米国でのフリマアプリ運営

(2) 報告セグメントに関する情報

報告セグメントの利益は、営業利益をベースとしております。

セグメント間の売上収益は市場実勢価格に基づいております。

前第1四半期連結累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	連結
	Japan Region	US	計				
売上収益							
Marketplace	22,772	11,092	33,864	-	33,864	-	33,864
Fintech	4,582	-	4,582	-	4,582	-	4,582
その他	-	-	-	1,353	1,353	-	1,353
顧客との契約から生じる収益	27,354	11,092	38,447	1,353	39,800	-	39,800
外部顧客への売上収益	27,354	11,092	38,447	1,353	39,800	-	39,800
セグメント間の内部売上収益	104	-	104	115	220	220	-
合計	27,458	11,092	38,551	1,469	40,020	220	39,800
セグメント利益（損失）	7,942	3,110	4,832	252	4,579	2,001	2,577
金融収益	-	-	-	-	-	-	63
金融費用	-	-	-	-	-	-	109
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	2,531

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツビジネス事業等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 「US」は配送売上を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、6,252百万円を計上しております。

4. 要約四半期連結損益計算書に計上している「売上収益」39,800百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は主に与信サービスから生じた金融収益であり、顧客との契約から生じる収益に含めて開示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	連結
	Japan Region	US	計				
売上収益							
Marketplace	25,276	11,078	36,354	-	36,354	-	36,354
Fintech	6,562	-	6,562	-	6,562	-	6,562
その他	-	-	-	1,354	1,354	-	1,354
顧客との契約から生じる収益	31,838	11,078	42,917	1,354	44,271	-	44,271
外部顧客への売上収益	31,838	11,078	42,917	1,354	44,271	-	44,271
セグメント間の内部売上収益	-	-	-	288	288	288	-
合計	31,838	11,078	42,917	1,643	44,560	288	44,271
セグメント利益(損失)	7,418	699	6,719	33	6,752	2,275	4,477
金融収益	-	-	-	-	-	-	217
金融費用	-	-	-	-	-	-	117
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	4,577

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツビジネス事業等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 「US」は配送売上を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、6,174百万円を計上しております。

4. 要約四半期連結損益計算書に計上している「売上収益」44,271百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は主に与信サービスから生じた金融収益であり、顧客との契約から生じる収益に含めて開示しております。

8. 売上収益

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「7. セグメント情報」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり四半期利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益(円)	3.91	17.27
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	3.86	16.54

(2) 基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	629	2,811
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益(百万円)	629	2,811
利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益(百万円)	629	2,811
基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数		
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数(千株)	160,855	162,737
希薄化性潜在普通株式の影響(千株)	2,155	7,220
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数(千株)	163,010	169,958
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

10. 金融商品

金融商品の帳簿価額及び公正価値

(1) 償却原価で測定される金融商品

移行日及び各年度の金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2022年7月1日)		前連結会計年度 (2023年6月30日)		当第1四半期 連結会計期間 (2023年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産						
営業債権及びその他の債権(注1)	80,422	90,665	126,752	145,604	140,987	162,295
敷金	1,937	1,941	1,745	1,747	1,670	1,665
金融負債						
社債及び借入金(注2)	75,650	68,616	101,246	91,361	122,098	114,652

(注1) 営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注2) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでおります。

現金及び現金同等物、預け金、短期借入金、未払法人所得税等並びに預り金(出品者が「メルカリ」で商品を売却後に一時的に預かっている売上金、銀行口座から「メルペイ」にチャージされて預かっているお金、及び「メルペイ」を利用した加盟店決済において一時的に預かっている加盟店の売上金)は、現金であること、及び短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

営業債権及びその他の債権の公正価値については、営業債権及びその他の債権に含まれる定額払い債権(元金に対して、定額払い手数料が発生する債権)の公正価値は、ユーザごとに区分した回収予定額に基づく将来キャッシュ・フローを無リスク利率により割り引いた現在価値によっており、信用リスクは将来キャッシュ・フローで考慮しております。当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の公正価値に分類しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、公正価値は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって公正価値としております。

また、営業債権及びその他の債権のうち短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを現在の市場利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間で決済されるユーザからの預り金を保全する金融資産であるため、公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

転換社債型新株予約権付社債は、要約四半期連結財政状態計算書上、社債及び借入金に含めて表示しております。

転換社債型新株予約権付社債の公正価値は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2に分類しております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。

リース負債については、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから、記載を省略しております。

その他、営業債権及びその他の債権、敷金(その他の金融資産)、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金以外の償却原価で測定する金融商品の公正価値は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(2) 公正価値で測定される金融商品

金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期末時点で発生したものと認識しております。

なお、移行日、前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、レベル1からレベル3の間における振替はありません。

移行日(2022年7月1日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	-	-	84	84
出資金	-	-	3	3
合計	-	-	87	87

前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ取引	-	196	-	196
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	-	-	90	90
出資金	-	-	23	23
合計	-	196	113	309

当第1四半期連結会計期間(2023年9月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ取引	-	453	-	453
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	-	-	1,098	1,098
出資金	-	-	23	23
合計	-	453	1,121	1,575

株式及び出資金(その他の金融資産)は、活発な市場における公表価格が入手できないため、公正価値はレベル3に分類し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法又はその他適切な評価技法を用いて算定しております。

デリバティブ取引(その他の金融資産)は、為替予約であり、取引金融機関等から提示された公正価値を用いており、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

各年度におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

金融資産	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	87	113
利得及び損失合計		
その他の包括利益(注)	21	10
購入	206	1,019
期末残高	271	1,121

(注) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動に含まれております。

11. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）より、IFRSに準拠して要約四半期連結財務諸表を作成しております。

日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は、2023年6月30日に終了した1年間に関するものであり、移行日は2022年7月1日であります。

(1) 遡及適用に対する免除規定

IFRS第1号は、IFRSを初めて適用する企業に対し、原則としてIFRSを遡及的に適用することを求めておりますが、一部については例外的に任意に遡及適用を選択できるものと遡及適用が禁止されるものを定めております。

当社グループは、IFRS第1号で定められた遡及適用の免除規定のうち、以下の免除規定を適用しております。

企業結合

IFRS第1号では、IFRS移行日前行われた企業結合に対してIFRS第3号「企業結合」（以下、「IFRS第3号」という。）を遡及適用しないことを選択することが認められております。

当社グループは、この免除規定を適用し、移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。

在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、移行日現在における在外営業活動体の換算差額累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。

当社グループは、移行日現在における在外営業活動体の換算差額累計額をゼロとみなすことを選択しております。

株式に基づく報酬

IFRS第1号では、IFRS移行日より前に権利確定した株式報酬に対して、IFRS第2号「株式に基づく報酬」（以下、「IFRS第2号」という。）を適用しないことを選択することができます。

当社グループは、移行日より前に権利確定した株式報酬に対しては、IFRS第2号を適用しないことを選択しております。

移行日前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS第9号における分類について、当初認識時点で存在する事実及び状況ではなく、移行日時点の事実及び状況に基づき判断することが認められております。

また、移行日時点に存在する事実及び状況に基づき資本性金融商品の公正価値の変動をその他の包括利益を通じて測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループは、IFRS移行日前に認識した金融商品について、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融資産について、その他の包括利益を通じて測定する金融資産として指定しております。

リース

IFRS第1号では、初度適用企業における借手のリースについて、契約にリースが含まれているか否かの判断をIFRS移行日時点で行うことが認められております。

また、リース負債を残りのリース料を移行日現在の借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定し、使用権資産をリース負債と同額にすることが認められております。

さらに、リース期間が移行日から12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについては、費用として認識することが認められております。

当社グループは、これらの免除規定を適用し、移行日時点に存在する事実及び状況に基づき契約にリースが含まれているか否かの判断を行い、リース負債については、移行日現在の借手の追加借入利率で割り引いた現在価値とし、同額を使用権資産としております。

有形固定資産の原価に算入される廃棄負債

IFRS第1号では、移行日以前に生じた有形固定資産の原価に算入される廃棄、原状回復及びそれらに類似する負債の特定の変動に関しては、移行日時点で負債を測定し、負債が最初に発生した時点で原価に算入されていたであろう金額を発生時点まで負債を割り引いて見積り、これを資産の耐用年数の現在見積りを基に企業が採用する減価償却方針を用いて当該金額の減価償却累計額を算定することを認められております。

当社グループは、この免除規定を選択して、負債及び減価償却累計額を算定しております。

(2) 日本基準からIFRSへの調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

当社グループは、日本基準において、2022年7月1日から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しており、下表の日本基準の列には当該会計方針の変更による影響額が反映されています。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2022年7月1日(移行日)現在の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	211,406	-	352	211,758		現金及び現金同等物
売掛金	4,454	76,680	712	80,422	(b)(c)	営業債権及びその他の債権
未収入金	80,287	80,287	-	-	(b)	
前払費用	2,805	2,805	-	-	(d)(e)	
預け金	7,093	-	-	7,093		預け金
その他	2,156	1,246	143	3,258	(d)	その他の流動資産
貸倒引当金	4,807	4,807	-	-	(c)	
流動資産合計	303,396	358	503	302,533		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	3,462	917	433	2,110	(f)	有形固定資産
	-	917	6,022	6,939	(f)	使用権資産
無形固定資産	666	657	543	781	(d)	無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	117	1,614	292	2,024	(g)	その他の金融資産
敷金	1,614	1,614	-	-	(g)	
繰延税金資産	3,076	-	289	3,366		繰延税金資産
差入保証金	26,774	-	-	26,774		差入保証金
その他	413	298	535	650		その他の非流動資産
固定資産合計	36,125	358	6,163	42,648		非流動資産合計
資産合計	339,521	-	5,659	345,181		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
	-	20,133	20	20,112	(h)	流動負債
短期借入金	54,254	1,348	-	55,602	(i)	営業債務及びその他の 債務
1年内返済予定の長期借入金	1,348	1,348	-	-	(i)	借入金
未払金	-	199	1,815	2,014	(f)	リース負債
未払費用	18,217	18,217	-	-	(h)	
未払法人税等	1,915	1,915	-	-	(h)	
預り金	1,525	-	116	1,409		未払法人所得税等 預り金
賞与引当金	139,094	-	25	139,069		
ポイント引当金	1,389	1,389	-	-	(k)	
株式報酬引当金	359	-	-	359	(g)	その他の金融負債
その他	91	91	-	-	(l)	
流動負債合計	6,525	1,189	745	8,461	(f)(k)	その他の流動負債
固定負債	224,722	91	2,398	227,029		流動負債合計
転換社債型新株予約 権付社債	50,000	25,749	1,446	74,302	(i)	非流動負債
長期借入金	25,749	25,749	-	-	(i)	社債及び借入金
退職給付に係る負債	-	820	3,979	4,800	(f)	リース負債
資産除去債務	75	75	-	-	(k)	
繰延税金負債	126	-	386	512	(j)	引当金
その他	162	-	60	102		繰延税金負債
固定負債合計	1,028	745	62	220	(f)(k)	その他の非流動負債
負債合計	77,141	-	2,796	79,938		非流動負債合計
	301,864	91	5,194	306,967		負債合計
純資産の部						資本
株主資本						資本金
資本金	44,628	-	-	44,628		資本剰余金
資本剰余金	44,582	91	2,624	47,299	(l)	利益剰余金
利益剰余金	54,098	-	1,792	55,891		自己株式
自己株式	0	-	-	0		その他の資本の構成要素
その他の包括利益累計 額	1,303	926	431	1,798	(m)	
新株予約権	926	926	-	-	(m)	
非支配株主持分	37,343	91	400	37,835		親会社の所有者に帰属 する持分合計
純資産合計	314	-	64	378		非支配持分
負債純資産合計	37,657	91	464	38,214		資本合計
	339,521	-	5,659	345,181		負債及び資本合計

2022年9月30日(前第1四半期連結会計期間)現在の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	204,901	-	317	204,583		現金及び現金同等物
売掛金	4,753	86,156	383	90,525	(b)(c)	営業債権及びその他の債権
未収入金	89,418	89,418	-	-	(b)	
前払費用	2,726	2,726	-	-	(d)(e)	
預け金	2,591	-	-	2,591		預け金
	-	258	-	258	(g)	その他の金融資産
その他	2,931	867	275	4,074	(d)(g)	その他の流動資産
貸倒引当金	4,568	4,568	-	-	(c)	
流動資産合計	302,754	294	426	302,033		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	3,481	893	442	2,145	(f)	有形固定資産
	-	893	5,203	6,096	(f)	使用権資産
無形固定資産	598	535	426	707	(d)	無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	314	1,480	271	2,066	(g)	その他の金融資産
敷金	1,480	1,480	-	-	(g)	
繰延税金資産	2,999	-	651	3,651		繰延税金資産
差入保証金	46,776	-	-	46,776		差入保証金
その他	330	240	614	703		その他の非流動資産
固定資産合計	55,981	294	5,871	62,148		非流動資産合計
資産合計	358,736	-	5,445	364,181		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
	-	21,043	75	21,119	(h)	流動負債
短期借入金	62,516	1,298	-	63,814	(i)	営業債務及びその他 の債務
1年内返済予定の長期借入金	1,298	1,298	-	-	(i)	借入金
未払金	19,281	19,281	-	-	(h)	リース負債
未払費用	1,762	1,762	-	-	(h)	
未払法人税等	2,469	-	115	2,354		未払法人所得税等
預り金	147,024	-	0	147,024		預り金
賞与引当金	847	847	-	-	(k)	
ポイント引当金	453	-	-	453	(g)	その他の金融負債
株式報酬引当金	186	186	-	-	(l)	
その他	6,038	647	1,231	7,917	(f)(k)	その他の流動負債
流動負債合計	241,877	186	2,891	244,582		流動負債合計
固定負債						非流動負債
転換社債型新株予約 権付社債	50,000	25,700	1,375	74,324	(i)	社債及び借入金
長期借入金	25,700	25,700	-	-	(i)	
	-	791	3,350	4,141	(f)	リース負債
退職給付に係る負債	44	44	-	-	(k)	
資産除去債務	126	-	351	477	(j)	引当金
繰延税金負債	160	-	48	112		繰延税金負債
その他	966	747	33	252	(f)(k)	その他の非流動負債
固定負債合計	76,997	-	2,310	79,308		非流動負債合計
負債合計	318,874	186	5,201	323,890		負債合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
純資産の部						
株主資本						資本
資本金	44,859	-	50	44,808		資本金
資本剰余金	44,813	186	3,011	48,010	(1)	資本剰余金
利益剰余金	53,345	-	1,915	55,261		利益剰余金
自己株式	0	-	-	0		自己株式
その他の包括利益累計 額	1,977	893	441	2,429	(m)	その他の資本の構成要素
新株予約権	893	893	-	-	(m)	
	39,197	186	603	39,987		親会社の所有者に帰属 する持分合計
非支配株主持分	663	-	359	304		非支配持分
純資産合計	39,861	186	243	40,291		資本合計
負債純資産合計	358,736	-	5,445	364,181		負債及び資本合計

2023年6月30日(前連結会計年度)現在の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	196,271	5,775	224	201,822	(a)	現金及び現金同等物
売掛金	6,374	120,995	616	126,752	(b)(c)	営業債権及びその他の債権
有価証券	5,775	5,775	-	-	(a)	
未収入金	115,714	115,714	-	-	(b)	
前払費用	2,261	2,261	-	-	(d)(e)	
預け金	2,708	-	0	2,708		預け金
	-	196	-	196	(g)	その他の金融資産
その他	16,994	8,988	840	7,165	(d)(g)	その他の流動資産
貸倒引当金	5,455	5,455	-	-	(c)	
流動資産合計	340,644	317	1,682	338,645		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	2,781	438	517	1,825	(f)	有形固定資産
	-	438	3,885	4,323	(f)	使用権資産
無形固定資産	584	588	317	855	(d)	無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	78	1,407	373	1,859	(g)	その他の金融資産
敷金	1,407	1,407	-	-	(g)	
繰延税金資産	7,802	-	494	8,297		繰延税金資産
差入保証金	61,608	-	-	61,608		差入保証金
その他	385	271	819	933		その他の非流動資産
固定資産合計	74,648	317	4,738	79,704		非流動資産合計
資産合計	415,292	-	3,056	418,349		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
	-	20,994	131	20,862	(h)	流動負債
短期借入金	55,121	16,713	-	71,834	(i)	営業債務及びその他の債務
1年内返済予定の長期借入金	16,713	16,713	-	-	(i)	借入金
	-	104	1,636	1,741	(f)	リース負債
未払金	19,509	19,509	-	-	(h)	
未払費用	1,485	1,485	-	-	(h)	
未払法人税等	6,627	-	110	6,517		未払法人所得税等
預り金	163,402	-	309	163,712		預り金
賞与引当金	1,914	1,914	-	-	(k)	
ポイント引当金	1,036	-	-	1,036	(g)	その他の金融負債
株式報酬引当金	209	209	-	-	(l)	
その他	7,588	1,809	191	9,206	(f)(k)	その他の流動負債
流動負債合計	273,608	209	1,512	274,912		流動負債合計
固定負債						非流動負債
転換社債型新株予約権付社債	50,000	35,696	1,163	84,533	(i)	社債及び借入金
長期借入金	35,696	35,696	-	-	(i)	
	-	370	2,074	2,445	(f)	リース負債
退職給付に係る負債	42	42	-	-	(k)	
資産除去債務	126	-	351	477	(j)	引当金
繰延税金負債	138	-	45	183		繰延税金負債
その他	451	328	13	137	(f)(k)	その他の非流動負債
固定負債合計	86,454	-	1,322	87,777		非流動負債合計
負債合計	360,063	209	2,835	362,689		負債合計
純資産の部						資本
株主資本						資本金
資本金	46,052	-	455	45,596		資本金
資本剰余金	46,005	209	3,491	49,706	(l)	資本剰余金
利益剰余金	40,687	-	2,090	42,777		利益剰余金
自己株式	0	-	-	0		自己株式
その他の包括利益累計額	2,211	1,092	482	2,821	(m)	その他の資本の構成要素
新株予約権	1,092	1,092	-	-	(m)	
	54,674	209	462	55,346		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	554	-	241	313		非支配持分
純資産合計	55,228	209	221	55,659		資本合計
負債純資産合計	415,292	-	3,056	418,349		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(表示科目の組替)

表示組替の主な内容は次のとおりであります。

(a) 現金及び現金同等物の振替

日本基準において流動資産に区分掲記していた「有価証券」は、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資であるため、IFRSでは「現金及び現金同等物」として表示しております。

(b) 営業債権及びその他の債権の振替

日本基準において流動資産に区分掲記していた「売掛金」及び「未収入金」は、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」として表示しております。

(c) 貸倒引当金の振替

日本基準において流動資産に区分掲記していた「貸倒引当金」は、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」から直接控除し、純額にて表示しております。

(d) 移籍金の振替

日本基準において流動資産の「前払費用」及び投資その他の資産の「その他」に含めていた選手移籍金は、IFRSでは「無形資産」に振り替えて表示しております。

(e) その他の資産の振替

日本基準において流動資産に区分掲記していた「前払費用」は、IFRSでは「その他の流動資産」に振り替えて表示しております。

(f) 使用权資産及びリース負債の振替

日本基準において固定資産の「有形固定資産」に含めていた「リース資産」は、IFRSでは「使用权資産」に振り替えて表示し、また、日本基準において流動負債の「その他」、固定負債の「その他」に含めていた「リース債務」は、IFRSでは流動負債及び非流動負債に「リース負債」として区分掲記しております。

(g) その他の金融資産及びその他の金融負債の振替

日本基準において流動資産の「その他」に含めていた「デリバティブ資産」は、IFRSでは流動資産の「その他の金融資産」に振り替えて表示し、日本基準において固定資産に区分掲記していた「投資有価証券」及び「敷金」は、IFRSでは非流動資産の「その他の金融資産」に振り替えて表示しております。また、日本基準において流動負債に区分掲記していた「ポイント引当金」は、IFRSでは流動負債の「その他の金融負債」に振り替えて表示しております。

(h) 営業債務及びその他の債務の振替

日本基準において流動負債に区分掲記していた「未払金」及び「未払費用」は、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」として表示しております。

(i) 社債及び借入金の振替

日本基準において流動負債に区分掲記していた「短期借入金」及び「一年内返済予定の長期借入金」は、IFRSでは流動負債の「借入金」に振り替えて表示し、固定負債に区分掲記していた「転換社債型新株予約権付社債」及び「長期借入金」は、IFRSでは非流動負債の「社債及び借入金」に振り替えて表示しております。

(j) 引当金の振替

日本基準において固定負債に区分掲記していた「資産除去債務」は、IFRSでは非流動負債の「引当金」に振り替えて表示しております。

(k) その他負債の振替

日本基準において流動負債に区分掲記していた「賞与引当金」は、IFRSでは「その他の流動負債」に振り替えて表示し、また、日本基準において固定負債に区分掲記していた「退職給付に係る負債」は、IFRSでは「その他の非流動負債」に振り替えて表示しております。

(l) 資本剰余金の振替

日本基準において流動負債に区分掲記していた「株式報酬引当金」は、IFRSでは「資本剰余金」に振り替えて表示しております。

(m) その他の資本の構成要素の振替

日本基準において区分掲記していた「その他有価証券評価差額金」、「為替換算調整勘定」、「繰延ヘッジ損益」及び「新株予約権」は、IFRSでは「その他の資本の構成要素」として表示しております。

(認識及び測定の違い)

契約獲得コスト

顧客との契約獲得のための増分コストについて、日本基準では一括費用処理しておりましたが、IFRSでは回収可能であると見込まれる部分について、資産として認識しております。

使用权資産及びリース負債

日本基準ではオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理しておりましたが、IFRSでは「使用权資産」及び「リース負債」を計上し、減価償却費及び支払利息を計上しております。

減損損失の計上

日本基準では、減損の兆候がある場合、個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合に限り、割引後将来キャッシュ・フローの総額に基づく回収可能価額まで減損損失を認識しています。

IFRSでは、減損の兆候がある場合、個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額と割引後将来キャッシュ・フローの総額に基づく回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該回収可能価額まで減損損失を認識しています。

IFRS移行日時点の事業計画に基づき、スポーツビジネス事業及び耐用年数を確定できない無形資産について減損テストを実施した結果、「その他」のセグメントにおいて、1,185百万円（「有形固定資産」681百万円（建物及び構築物670百万円、その他10百万円）、「無形資産」504百万円）の減損損失を認識しております。

また、回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は、経営者が承認したキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストを参考に9.1%により現在価値に割り引いて算定しております。事業計画期間におけるキャッシュ・フローは、入場料収入やグッズ売上で予測される成長率等を基に見積もっております。

投資有価証券

日本基準では非上場株式について、取得価額を基礎として計上し、必要により発行会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っておりましたが、IFRSではその他の包括利益を通じて公正価値で測定する選択をしております。

繰延税金資産

日本基準からIFRSへの調整に伴い一時差異が発生したこと、また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討したことにより、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の金額を調整しております。

未払有給休暇

日本基準では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「その他の流動負債」を計上しております。

社債

日本基準では転換社債型新株予約権付社債について、社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区分しない一括法で処理を行ってありますが、IFRSにおいては複合金融商品として負債要素と資本要素とを区分しております。

利用者から預託を受けた暗号資産

日本基準では利用者から預託を受けた暗号資産について、流動資産に区分掲記していた「その他」及び流動負債に区分掲記していた「その他」に含めて処理を行ってありますが、IFRSではこれらの暗号資

産については連結財政状態計算書上、資産として認識しておらず、対応する負債についても認識しておりません。

在外子会社に係る累積換算差額の振替

初度適用に際して、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、移行日における累積換算差額を全て利益剰余金に振替えております。

報告期間の統一

当社と決算日が異なる一部の連結子会社について、移行日において当社の決算日に合わせた報告期間の統一を行っております。

株式報酬

日本基準では段階的に権利行使が可能となるストック・オプションについて、付与された単位でまとめて会計処理を行っていましたが、IFRSでは権利確定期間ごとにそれぞれ別個のストック・オプションとして会計処理を行っております。

利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 (2022年7月1日)	前第1四半期 連結会計期間 (2022年9月30日)	前連結会計年度 (2023年6月30日)
リース	170	131	88
減損損失	1,185	1,185	1,185
契約獲得コスト	691	802	1,105
株式報酬	1,927	2,274	2,555
未払有給休暇	1,340	1,381	1,524
在外子会社に係る累積換算差額の振替	1,303	1,303	1,303
報告期間の統一	193	374	81
その他	22	16	64
小計	2,458	2,961	2,785
税効果による調整	334	686	452
非支配持分に係る調整	330	359	241
利益剰余金に対する調整合計	1,792	1,915	2,090

損益及び包括利益に対する調整（前第1四半期連結累計期間 自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
要約四半期連結損益計算書項目

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	40,029	-	228	39,800		売上収益
売上原価	14,443	-	122	14,566		売上原価
売上総利益	25,585	-	351	25,234		売上総利益
販売費及び一般管理費	22,466	66	235	22,635	(b)	販売費及び一般管理費
	-	29	102	132	(a)	その他の収益
	-	215	61	153	(a)	その他の費用
営業利益	3,119	120	421	2,577		営業利益
営業外収益	89	89	-	-		
営業外費用	54	54	-	-		
特別利益	2	2	-	-		
特別損失	192	192	-	-		
	-	63	0	63	(a)	金融収益
	-	30	78	109	(a)	金融費用
税金等調整前四半期純利益	2,965	66	499	2,531		税引前四半期利益
法人税等	2,599	66	689	1,976	(b)	法人所得税費用
四半期純利益	365	-	189	555		四半期利益

要約四半期連結包括利益計算書項目

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
四半期純利益	365	-	189	555		四半期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えられることのない項目
その他有価証券評価差額金	1	-	20	21		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動
						純損益に振り替えられる可能性がある項目
為替換算調整勘定	471	-	57	414		在外営業活動体の換算差額
繰延ヘッジ損益	203	-	-	203		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分
その他の包括利益合計	674	-	78	596		その他の包括利益（税効果考慮後）
四半期包括利益	1,040	-	111	1,151		四半期包括利益

損益及び包括利益に対する調整（前連結会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
連結損益計算書項目

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	172,064	-	96	171,967		売上収益
売上原価	57,639	-	371	58,010		売上原価
売上総利益	114,425	-	468	113,956		売上総利益
販売費及び一般管理費	97,401	319	165	97,247	(b)	販売費及び一般管理費
	-	218	250	468	(a)	その他の収益
	-	1,171	379	791	(a)	その他の費用
営業利益	17,023	633	3	16,385		営業利益
営業外収益	716	716	-	-		
営業外費用	290	290	-	-		
特別利益	2	2	-	-		
特別損失	1,063	1,063	-	-		
	-	501	-	501	(a)	金融収益
	-	182	311	493	(a)	金融費用
税金等調整前当期純利益	16,389	319	315	16,393		税引前利益
法人税等	3,474	319	446	3,346	(b)	法人所得税費用
当期純利益	12,914	-	131	13,046		当期利益

連結包括利益計算書項目

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
当期純利益	12,914	-	131	13,046		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えられることのない項目
その他有価証券評価差額金	0	-	272	272		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動
						純損益に振り替えられる可能性がある項目
為替換算調整勘定	747	-	53	694		在外営業活動体の換算差額
繰延ヘッジ損益	160	-	-	160		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分
その他の包括利益合計	908	-	325	582		その他の包括利益（税効果考慮後）
包括利益	13,823	-	193	13,629		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(表示科目の組替)

表示組替の主な内容は次のとおりであります。

(a) 表示科目に対する調整

日本基準において「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関連項目を「金融収益」、「金融費用」に、その他の項目については、「その他の収益」または「その他の費用」に表示しております。

(b) 法人所得税費用

日本基準では住民税均等割について「法人税等」に含めて表示しておりましたが、IFRSでは「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。また、日本基準において、事業税の外形標準課税の付加価値割については、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」に含めて表示しております。

(認識及び測定の違い)

移籍金収入

日本基準では、移籍金を受領した場合、「売上高」に含めて処理しておりましたが、IFRSでは「その他の収益」に表示しております。

契約獲得コスト

顧客との契約獲得のための増分コストについて、日本基準では発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは回収可能であると見込まれる部分について、資産として認識しております。

当該変更により、当該コストに係る費用が、契約獲得コストとして資産に振替えられております。

使用権資産の計上に伴う減価償却費等の調整

日本基準ではオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理しておりましたが、IFRSでは「使用権資産」及び「リース負債」を計上し、減価償却費及び支払利息を計上しております。

未払有給休暇

日本基準では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」を計上しております。

株式報酬

日本基準では段階的に権利行使が可能となるストック・オプションについて、付与された単位でまとめて会計処理を行っておりましたが、IFRSでは、権利確定期間ごとにそれぞれ別個のストック・オプションとして会計処理を行っております。当該変更により「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれる株式報酬費用を調整しております。

社債

日本基準では転換社債型新株予約権付社債について、社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区分しない一括法で処理を行っておりますが、IFRSにおいては複合金融商品として負債要素と資本要素とを区分しております。当該変更により、社債利息を「金融費用」に含めて調整しております。

金融商品の測定

日本基準において、非上場株式について、取得原価を基礎として計上し、発行会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っておりましたが、IFRSにおいては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。また、日本基準において、資本性金融商品については、売却損益及び減損損失を純損益として認識しておりますが、IFRSにおいては、公正価値の変動をその他の包括利益として認識しております。

税効果に関する調整

日本基準からIFRSへの調整に伴い一時差異が発生したこと、また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討したことにより「法人所得税費用」の金額を調整しております。

(3) キャッシュ・フローに対する調整

オペレーティング・リースによるリース料の支払いを、日本基準では営業活動によるキャッシュ・フローに区分しておりますが、IFRSではリース負債の返済による支出として財務活動によるキャッシュ・フローに区分しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月13日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田 直樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。